

# — 会 告 —

## 研究助成制度規程の改定に関するお知らせ

理事長 片 淵 哲 朗  
担当理事 松 本 圭 一

平素より本学会の事業活動にご理解とご協力をいただき、深く感謝申し上げます。

日本核医学技術学会では、核医学技術に関する学術の進歩や発展に寄与する研究に対する助成を目的とした研究助成制度を設けております。この制度は長年に渡り、本会の諸則にあります「研究助成制度規程」に基づき施行されてきました。近年の本制度の活用実績や助成に対する研究報告の在り方等を鑑みて、本制度の在り方について議論を積み重ねて参りました。

この度、会員の皆様の研究活動に対してより有効に活用していただくために、研究助成制度規程を改定することとしました。

会員の皆様におかれましては、ご理解のうえ、ご了解を賜りますとともに積極的にご活用いただきますよう宜しくお願い申し上げます。

### 記

#### (目的)

第1条 会員の核医学技術学に関する研究活動の推進をはかるために、研究助成費申請および審査手続について定める。

#### (助成対象)

第2条 原則として会員本人が研究発表を行う本会総会学術大会へ参加するための出張費用（旅費、宿泊費）とする。

#### (助成期間)

第3条 単年度会計（当該事業年度内）とする。

#### (研究助成費)

第4条 研究助成費の総額は、理事会で審議し、理事長が決定する。

#### (研究助成費の配分)

第5条 研究助成費の配分は研究助成審査小委員会が分掌する。

2. 研究助成費は50,000円/件を限度とする。

#### (応募資格)

第6条 応募資格は、次のとおりとする。

- 1) 継続して3年以上の正会員
- 2) 勤務先より本会総会学術大会への参加が認められる者

- 3) 勤務先より出張費用が支給されない者
- 4) 勤務先に他の応募者がいない者
- 5) 昨年度研究助成費を受領していない者

(応募方法)

第7条 学会誌の会告にて公募する。

2. 研究助成を受けようとする者は、所定の書類を事務局に提出する。
3. 当該総会学術大会において研究発表を予定する者は演題登録完了通知の写を事務局に提出する。
4. 事務局は書類の受付台帳に登録した後、受付番号を付けて研究助成審査小委員会に提出する。

(審査委員)

第8条 研究助成審査小委員会委員が審査委員となる。

2. 審査委員が応募者にあたる場合は当該事案についての審査は行わない。
3. 研究助成審査小委員会で審査が難しい場合は理事に審査小委員会への参加を求める。

(審査小委員会)

第9条 研究助成審査小委員会は毎年7月までに応募書類の確認を行う。

2. 研究助成費配分に関する審査小委員会は応募書類を確認した後1ヶ月以内に行う。
3. 審査小委員会の議長には研究助成審査小委員会委員長があたる。

(審査手続)

第10条 すべての応募について書類審査を行う。

2. 審査結果は理事会に答申する。
3. 理事長の承認を得た後、応募者に研究助成費の決定通知を行う。

(報告義務)

第11条 研究助成費を受領した者は、総会学術大会参加後1ヶ月以内に参加報告書を研究助成審査小委員会に提出する。

2. 参加報告書は、報告書受領後できる限りすみやかに学会誌に掲載するものとする。
3. 報告書が提出されない場合は研究助成費の返還を求めるものとする。

(改定)

第12条 この規程は、理事会の2分の1以上の決議により改定することができる。

付則 この規程は、平成14年6月22日より施行する。

- 2 平成24年12月15日 一部改訂
- 3 平成29年12月17日 一部改定